

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年3月11日
 京都府新型コロナウイルス
 感染症対策本部
 京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、8名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、1名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

陽性判明日：3月10日

府番号	在住地域等	年代	性別	発症日	現在の症状	検査日	判明している概要
9158	京都市	20	女性	調査中	調査中	3月8日	調査中
9159	山城北	30	女性	3月6日	咳、下痢	3月8日	会社員 府9090例目の接触者
9160	他府県	40	女性	調査中	調査中	3月9日	病院職員 府9104例目の接触者
9161	山城北	40	女性	3月6日	頭痛	3月9日	病院職員 府9104例目の接触者
9162	他府県	50	女性	調査中	調査中	3月9日	病院職員 府9104例目の接触者
9163	山城北	20	女性	3月8日	発熱、嘔声	3月10日	学生 府9113例目の接触者

陽性判明日：3月11日

府番号	在住地域等	年代	性別	発症日	現在の症状	検査日	判明している概要
9164	他府県	60	男性	3月10日	発熱	3月10日	入院中 府9104例目の接触者
9165	山城北	80	女性	3月10日	発熱	3月10日	入院中 府9104例目の接触者

※これまでに10名の陽性者が判明している医療施設で、新たに5名（府9160～9162、9164、9165例目）の陽性が判明。



2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の1名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除
・9078例目（3月10日）

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
- ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報保護の観点に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

療養者の状況（3月10日）

療養者数	うち重症者数※
174名	1名

※人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

PCR検査の状況（3月10日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
945件	27名	1.8%

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-5487